

平成 24 年 1 月 20 日

第 13 回法整備支援連絡会資料

第 1 プログラム

第 2 報告資料

第 3 講演資料

第 4 パネルディスカッション資料

第 5 その他資料
法整備支援活動年表

第13回 法整備支援連絡会

法整備支援の展望～支援から協力へ

日時 2012年1月20日（金） 11:00～18:00

場所 大阪会場：法務総合研究所国際会議室

東京会場：法務総合研究所共用会議室



お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department, RTI, MOJ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL: 06-4796-2153

e-mail: icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html

プログラム

午 前 の 部	11:00～	<p>■ 開会挨拶 法務総合研究所長 清水 治</p> <p>■ 主催者報告 1 独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長 桑島 京子 「途上国の自立発展的な法整備に関する支援の考え方」</p> <p>■ 主催者報告 2 法務総合研究所国際協力部長 山下 輝年 「法整備支援の今後を考える」</p>
	12:30～	【 休 憩 】
午 後 の 部	13:30～	<p>■ 特別講演 1 アメリカ国際開発庁（USAID）STARベトナムプロジェクト主任法律顧問 ジョン・ベントレー氏 「ベトナム商法改正（2000～2011年）と効果的な法整備支援モデルとしての USAID・STARベトナムプロジェクト + 出口戦略の展望」</p> <p>■ 特別講演 2 メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長 ベネロベ（ピップ）・ニコルソン氏 「法整備支援の展望～支援から協力へ」</p>
	15:50～	【 休 憩 】
	16:00～	<p>■ パネルディスカッション テーマ：「法整備支援の展望～支援から協力へ」</p> <p>コーディネータ：法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎</p> <p>パネリスト：名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長・教授 鮎京正訓 氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 氏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 国際司法支援センターセンター長・弁護士 矢吹公敏 氏 JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤直史 氏</p>
17:50～	<p>■ 総括・閉会挨拶 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長 原田明夫 氏</p>	

18:15～19:30 ICCLC主催懇談会（大阪中之島合同庁舎24階 なごみ）

講演者紹介

ジョン・ベントレー

アメリカ国際開発庁（USAID）STARベトナムプロジェクト主任法律顧問
ハーバード大学学士号、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール法学博士
カリフォルニア州弁護士
1994年から国連開発計画（UNDP）法律顧問。2001年4月～2002年12月までUNDP世界銀行国際法律顧問としてベトナム司法省に勤務しベトナムの包括的法制度開発ニーズ評価を支援。2002年12月より現職。
ほか、インドネシア、サウジアラビア、エジプト、オマーン、イエメンなど各国政府法律顧問として30年以上の経歴を有する。



ペネロペ（ピップ）・ニコルソン

メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長
メルボルン大学法学部博士号、ビクトリア州弁護士
オーストラリア国際開発庁ベトナムオーストラリア法律部門支援プロジェクト、アジア開発銀行ベトナム政府法務官再教育プロジェクト、モンゴル政府法務官再教育プロジェクト等に関わる。
2006年からメルボルン大学ロースクールアジア法センター比較法学プログラム長、2009年から同大学ロースクール副学長。



パネリスト紹介

鮎京正訓（あいきょう まさのり）

名古屋大学大学院法学研究科長、法学部長、教授
専門分野：ベトナム法、アジア法
1993年から法整備支援に関わる。2001年文部省特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト代表、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長を経て、現在に至る。
主な著作：「法整備支援とは何か」（名古屋大学出版会）、「アジア法ガイドブック」（編著、名古屋大学出版会）、「ベトナム憲法史」（日本評論社）、「ベトナム法の研究」（共著、日本評論社）

松尾弘（まつお ひろし）

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
専門分野：民法、開発法学
継受法と固有法の混交の観点から、法形成と制度変化の過程、統治と法の一般理論を研究。JICAのネパール民法改正支援アドバイザーグループ委員、ラオス法曹人材育成強化プロジェクトラオス民法アドバイザーグループ委員等法整備支援活動に携わる。
主な著作：「良い統治と法の支配」（日本評論社）、「民法の体系（第5版）」（慶應義塾大学出版会）、「J・ラス 法体系の概念（第2版）」（慶應義塾大学出版会）、「財産権の補償と損失補償の法理」（大成出版社）ほか

矢吹公敏（やぶき きみとし）

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、弁護士、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長、国際司法支援センターセンター長
専門分野：会社関係法、独占禁止法ほか
カンボジアにおける弁護士会支援ほか、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ラオス等の法整備支援に関わる。最近では早稲田大学法科大学院において、法整備支援を教える。

佐藤直史（さとう なおし）

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士（牛島総合法律事務所）
専門分野：法整備支援
2004年法と開発に関する法学修士号を取得（ロンドン大学大学院）、同年JICA長期専門家（ベトナム）、2006年から現職。アジア・アフリカ諸国の法整備支援の企画・立案・評価及び中央大学法科大学院・JICA人材育成事業等における若手人材育成に従事。



第2 報告資料

JICA

第13回 法整備支援連絡会

途上国の自立発展的な法整備
に関する支援の考え方
(JICA協力の経験から)

独立行政法人国際協力機構(JICA)
産業開発・公共政策部
桑島 京子

2012年1月20日

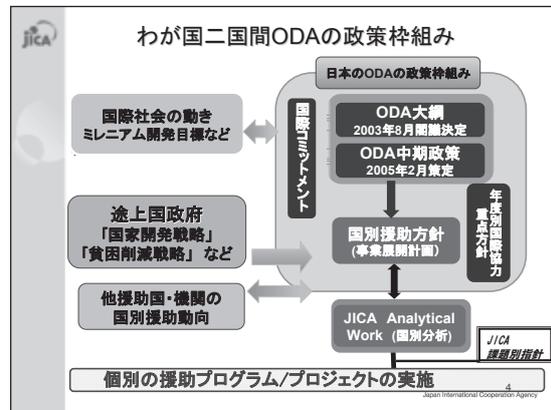
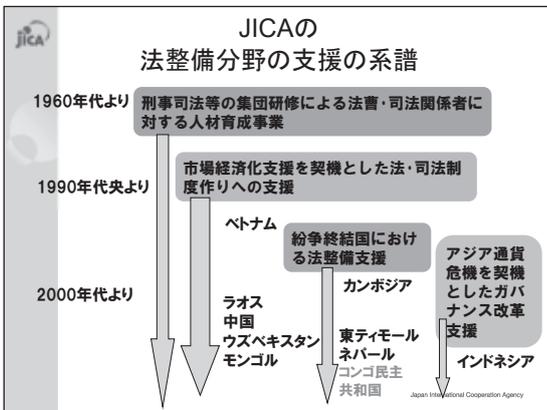
Japan International Cooperation Agency

JICA

本日のトピック

- 1 開発援助としての法整備支援の位置づけ
- 2 途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ
- 3 法整備支援のさらなる展開に向けて

Japan International Cooperation Agency



JICA

ODA大綱(2003年8月改定)

I. 我が国ODAの理念

- 1.目的: 国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資する。
- 2.基本方針: (1) 自助努力支援 (2) 人間の安全保障 (3) 公平性の確保 (4) わが国の経験と知見の活用 (5) 国際社会での協調と連携
- 3.重点課題: (1) 貧困削減、(2) 持続的成長、(3) 地球規模問題、(4) 平和構築
- 4.重点地域: アジア

Japan International Cooperation Agency

JICA

ODA大綱における 法整備支援の位置づけ

ODA大綱の基本方針(1): 開発途上国の自助努力支援

「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する」

Japan International Cooperation Agency

JICA

総合的な開発の視点からの 援助の計画・実施: ベトナムの事例

JICA AW

「個別援助計画」の上位目標

- ① 経済発展からの恩恵を拡大した工業国化(2020年目標)を支援
- ② ベトナム国民の生活向上と公正な社会の実現を支援
- ③ 持続可能な開発を支援

「新成長戦略」

「日越共同イニシアティブ」

重要政策の実施化支援

他ドナーの動向

日本の支援の優位性

日本の援助重点分野

成長促進と競争力強化 社会・生活面の向上と格差是正 環境保全 ガバナンス強化

Japan International Cooperation Agency

JICA

ベトナムにおける法整備支援 の位置づけ

援助重点分野

ガバナンス強化

開発課題

法整備・司法改革 行政改革

プログラム

法制度整備・司法改革プログラム 行政能力向上・汚染防止プログラム

事業計画

(技術プロジェクト) 法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ3

(研修) 国会事務局能力向上研修、労働輸入事業官研修(技術プロジェクト) 公務員研修改革、ホアビン省社会経済開発計画策定改善等

Japan International Cooperation Agency



本日のトピック

- 1 開発援助としての法整備支援の位置付け
- 2 途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ
- 3 法整備支援のさらなる展開に向けて

10 Japan International Cooperation Agency

法整備と法整備支援

「法整備」

➤ 国全体にわたるきわめて広範な分野において、①ルールが整備され、②法運用組織の機能が強化され、③市民のリーガル・エンパワーメントが行われ、かつ、④それらを支える人材が適切に育成され、確保されること。

➤ 法律や制度は、当該国の発展段階、社会状況の変化、新たなニーズの発生等に応じて不断の見直しが行われるもの。一終わりのない国家の営み

JICAの行う「法整備支援」

➤ 支援受入国が行う法・司法制度及びこれに関連する諸制度の整備のための諸努力を支援すること。

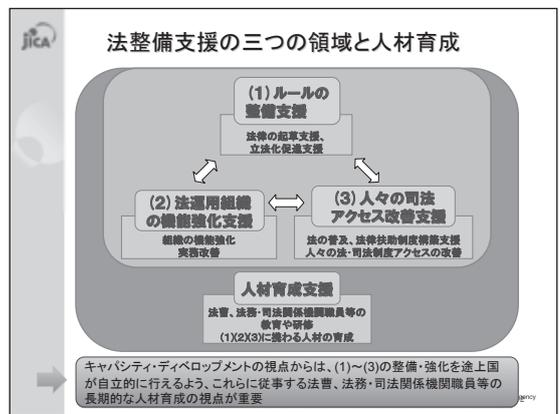
➤ その重要な一時期に、双方で合意した対象分野と範囲について一定期間の協力を行い、将来的に当該国自身が自立的に「法整備」を行うことができるように支援するもの。

開発課題に対する途上国の自立的な課題対処能力(キャパシティ)が構築・強化され、持続できるようにする。

キャパシティ・ディベロップメントが重要

出所: JICA (2011) 法整備支援(課題別指針)

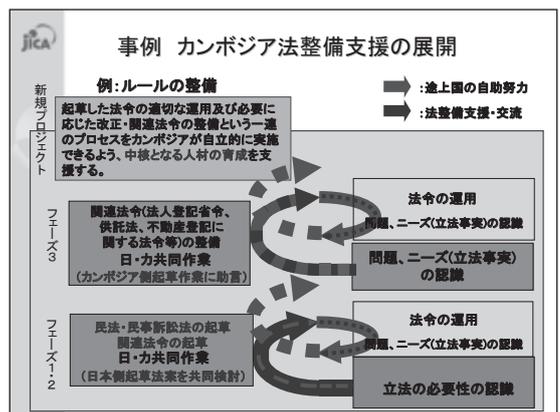
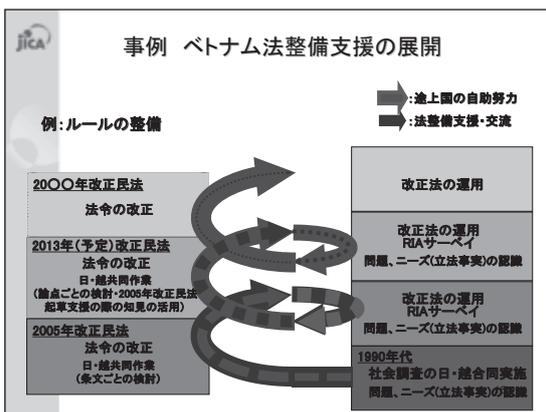
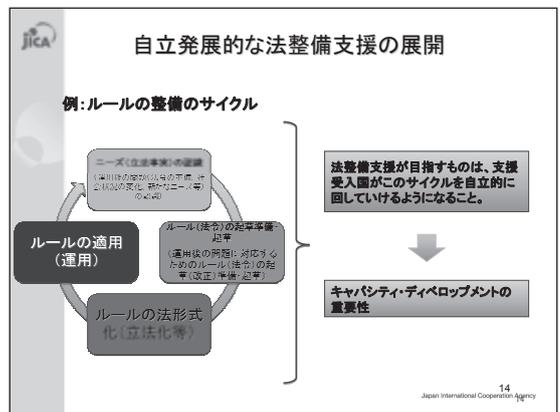
11 Japan International Cooperation Agency



自立発展性を重視した法整備支援の基本方針と留意点

1. 基本方針
 - ① 途上国側の主体性(オーナーシップ)の尊重
(例) 共同作業・対話、選択肢の提供
 - ② 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視
(例) ワーキンググループとアドバイザーグループの共同作業
 - ③ 途上国の社会に根付く支援の重視
(例) 民法起草支援における社会調査の共同実施
 - ④ 他ドナーとの連携
2. 留意点
 - ① 途上国の「法整備」の中長期的プロセスを見通したうえで「支援」の目的、内容等を関係者と共有
 - ② 支援受入国のキャパシティの違いによる「支援」の内容と方法の選択

13 Japan International Cooperation Agency



本日のトピック

- 1 開発援助としての法整備支援の位置付け
- 2 途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ
- 3 法整備支援のさらなる展開に向けて

17
Japan International Cooperation Agency

本日のまとめ

- ✓ 法整備は、開発途上国の様々な開発課題の解決を目指していく上で不可欠な要素。
- ✓ 途上国の開発課題の解決のためには、他の分野の取り組みや他のアクターの支援等を踏まえた総合的な開発の視点が重要。
- ✓ 開発援助としての法整備「支援」の目的は、支援受入国自身が自立的に「法整備」を行うことができるように支援すること。
- ✓ 支援受入国の自助努力を支援していく方法は、技術協力プロジェクトに限らず様々なスキームがある。ODAとしての法整備支援とは別の枠組みで実施されている法整備支援・協力を連携しつつ、支援受入国の自助努力のサポートの継続を検討することも重要。
- ✓ 総合的な開発の視点において法整備支援を戦略的に位置づけていくためのアプローチを強化していくことが必要。

18
Japan International Cooperation Agency

法整備支援の多様なスキーム

他の援助国・機関

JICAのODAスキーム
技術協力プロジェクト、個別専門家、個別研修(本邦・第三国)、長期研修(留学生)、資金協力、フォローアップセミナー等、草の根技術協力、ボランティア派遣等

大学協力
学术交流、留学生受入、法学教育支援

日弁連等協力
法律扶助支援、弁護士会交流等

省庁ODA
研修受入、調査研究、国際交流

1. 途上国の政策、体制などの状況、その他の要素も考慮しながら、当該国に適した自立発展的なアプローチ・方法を当該国と検討することが重要
2. JICAの法整備支援とは別の枠組み、ねらい、方法で実施されている法整備支援・交流との間で連携しつつ、当該国の自助努力へのサポートを検討することも重要

19
Japan International Cooperation Agency

途上国の発展とグッド・ガバナンス、法の支配との関係

グッド・ガバナンスの構築
政府が政策実行力を有し、権限濫用(人権侵害)が抑制され、かつ、民意を反映する形で、資源が効率的に動員・配分・管理されるようなシステムの構築・運営

政府
政府をコントロールする法の実効性を担保する市民社会及び民間部門の健全な発展に寄与

民間セクター

市民社会

法の支配の実現
法令の正統性と正当性、中立的な行政システム・紛争解決システム、国民の法・司法制度のアクセス保障

出所: JICA (2011) 法整備支援(課題別指針)より

20
Japan International Cooperation Agency

今後の法整備支援の展開に向けた課題

- 総合的な開発の観点から、法整備支援を戦略的に位置づけ、支援受入国の自立発展的な法整備をより効果的に支援するための国別分析、実施体制の強化。
- 開発と法の支配の実現との関係、法の支配とガバナンスの関係に関する実証研究
- ODA実施機関、大学・関係省庁・非政府組織等間の協力を通じ、国別の研究・分析情報等の共有促進。
- 法整備支援におけるさまざまな支援方式との有効な連携策の模索。
- ドナー協調促進に向けたさらなる経験の国際発信。

21
Japan International Cooperation Agency

ご清聴ありがとうございました

JICA「法整備課題別指針」(2011年3月)
<http://qwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/B9E8BD9A793E2456249256FCE001DF569/683D2CAEBEF77062492578B200056222?OpenDocument>

JICA 法整備支援に関するプロジェクト研究「法の支配の実現を目指して—JICAの法整備支援の特色」(2009年6月)
<http://qwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1d0cc771a3b57ba19c9c1649257721000cef40?OpenDocument>

22
Japan International Cooperation Agency

**法整備支援の今後を考える
(項目)**

2012年1月20日

法務総合研究所

国際協力部長 山下輝年

1 テーマへの反応

2 日本側から見る

(1) 支援受入国の状況から判断可能か

(2) 日本による支援内容（経験と今後）



- ① 研修・現地セミナー・調査を数年間繰り返し、基礎情報を収集する。
- ② どの分野を支援するかを決定する。
- ③ 立法支援（助言型）を行う。
- ④ 法曹育成・教材作成支援を行う。
- ⑤ 裁判実務改善支援を行う。
- ⑥ 判決作成（マニュアルなど）に関する支援を行う。
- ⑦ 判例・判決の公開に関する支援を行う。
- ⑧ ADR（和解・調停）に関する支援を行う。
- ⑨ 執行・保全等に関する支援を行う。
- ⑩ 知的財産権などの特別法関連支援を行う。

(3) 期間的な感覚

(4) 急がば回れの発想

3 途上国側から見る

(1) 支援要請は続く

(2) 終わり方の自主性で見極め

(3) 日本の法整備支援の真価が問われるとき

4 最後に

- 日本再生の基本戦略と法整備支援
- 民法（債権改正）と法整備支援

第3 講演資料

 USAID
FOR THE AMERICAN PEOPLE

ベトナム商法改正(2000~11年)と
効果的な法整備支援モデルとしての
USAID・STARベトナムプロジェクト
+ 出口戦略の展望

第13回法整備支援連絡会

2012年1月20日 於:大阪

米国国際開発庁(USAID)STARベトナムプロジェクト
チーフリーガルアドバイザー:ジョン・ベントレー 1

現在のベトナム法制度改革を推進する基本政策

1986年~現在: ドイモイ(刷新)政策
中央集権的計画経済から
「社会主義市場経済」への移行

1992年: 新憲法で 法治国家と規定、
個人の権利を多数確立

1986年~現在: グローバル経済への統合

2

米国国際開発庁(USAID)STARプロジェクトの目的

現在のSTARプロジェクトの目的 –
関連国家機関に以下の技術支援(TA)を提供

1. 米越通商協定(BTA)におけるベトナムの公約履行
2. ベトナムのWTO公約履行
3. 米越貿易投資枠組協定(TIFA)の履行
4. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉の促進

3

WTO公約の主な法源

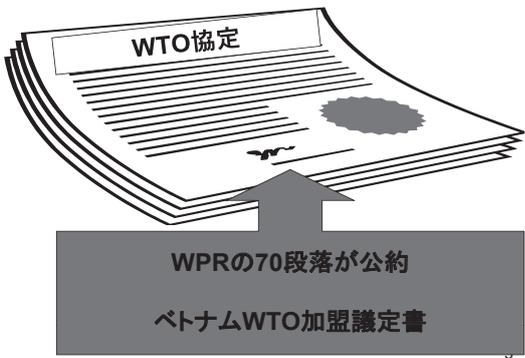
A. WTO協定

B. 「ベトナムのWTO加盟に関する作業部会の報告書」(作業部会報告(WPR))818ページ(英語版)に規定されたベトナムの個別のWTO公約

- 本文:全142ページ528段落中
➢ 70段落が「公約」に該当
- + 物品分野の公約スケジュール
- + サービス分野の公約スケジュール

4

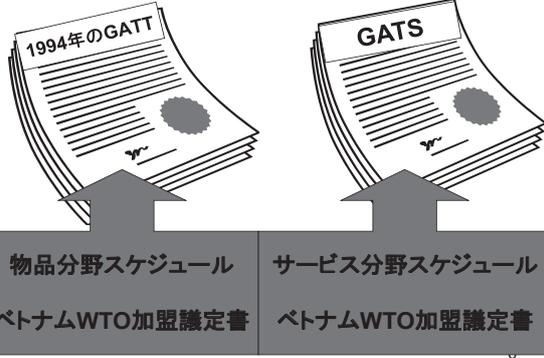
WTO公約の主な法源



WTO協定

WPRの70段落が公約
ベトナムWTO加盟議定書

WTO公約の主な法源



1994年のGATT

GATS

物品分野スケジュール
サービス分野スケジュール

ベトナムWTO加盟議定書
ベトナムWTO加盟議定書

米越通商協定(BTA)=ミニWTO

BTA全7章のうち5章がWTO協定の主要項目を踏襲:

1. 物品貿易 = WTOのGATT協定
2. 知的財産権 = WTOのTRIPS協定
3. サービス貿易 = WTOのGATS協定
4. 投資(補足文書) = WTOのTRIMS協定 + 投資紛争解決・保護 + ライセンス供与 > WTO
6. 透明性・上訴権を踏襲、WTO規定と類似

BTA = ベトナムのWTO加盟への「足がかり」

7

国際条約と国内法



条約

国内法

8

ベトナム政府、米国にBTA関連の技術支援要請

BTAの複雑さ>

ベトナム政府は米国政府に対し、関連国家機関によるBTA公約履行へのTAを要請 > 米国国際開発庁 (USAID) が STARプロジェクトを設置

9

主要な経緯

2000年7月13日: 米越国間でBTA締結

2001年12月10日: 米国議会とベトナム国会による批准を経てBTA発効

2001年10月: USAID、STARプロジェクト設置

2011年1月11日: ベトナム、150番目のWTO加盟国に

10

“STAR” – 無理のある頭文字ですが...

STAR =

“Support for Trade AcceleRation”
(貿易促進支援)

11

STARの主要素 – 監理

1. 首相決定により設置されたハイレベルの省庁間ステアリング・コミッティ (SC) が監理
 - 当初の議長は政府官房副長官、現在は司法副大臣
 - メンバー= 以下を含む9つの主要省庁の高官
 - 貿易省
 - 公安省
 - 科学技術省
 - 計画投資省
 - その他

12

STARの主要素 – 需要主導型

2. 需要主導型プロジェクト: STARの技術支援 (TA) は、SCが承認した管轄国家機関からの要請のみに対応
 - 投入・成果および(または) 投入実施・成果達成スケジュールの詳細を定めたプロジェクト文書は存在せず

13

STARの主要素 – 所定のカウンターパートは無し

3. 所定のカウンターパートは無し: 省庁・国家機関、タイミングを問わずTAの要請が可能
WTO-BTA履行に関連していれば、SCから承認が得られる

14

STARプロジェクト カウンターパート

2001年以降、SCは以下を含む60以上の国家機関を対象に、STARプロジェクトを実施

- 最高人民裁判所 + 最高人民検察院
 - 国会 (法律委員会、司法委員会、経済委員会、財政・予算委員会、外交委員会、科学技術委員会)
 - 政府官房
 - 政府監察院
 - 税関
 - 大部分の中央省庁 (司法省、貿易省、外務省、文化情報省、科学技術省、計画投資省など)
 - 多くの一般部局 (税関など)
- + 18の省人民委員会

15

STARの主要素 – 業務範囲

4. 業務範囲は、WTO-BTAの多くの法・制度改革要求項目により定義されるが、STARのTAはこうした明確な要求項目からさらに踏み込み、市場経済・民間部門開発の促進のために必要な改革にも支援を拡大 (より効果的な契約法や担保取引法など)

16

STARの主要素 – 人的資源

5. USAIDは、米国人とベトナム人の専門家からなる強力な現地チームに投資し、STARが各機関からの法制度改革や能力開発の要請に柔軟かつ迅速に対応し、知的財産法(IPL)や法規規範文書公布法などの大規模な法制度改革への中長期的なTAを提供する能力づくりを図っている

さらに、下請企業や有能な短期派遣の専門家も投入

17

STARの主要素 – 人的資源

- スタッフ16名:
派遣駐在員3名(弁護士2名、プロジェクト責任者1名)
ベトナム人13名(弁護士4名、法学教授1名、経済専門家1名、翻訳者3名、事務担当2名、経理担当1名、プロジェクト副責任者1名)
- 下請企業
現地の著名な弁護士事務所1社(LEADCO)
国際的弁護士事務所1社(ペーカー&マッケンジー)
国際的監査法人1社(KPMG)
米越貿易委員会
- さらに、短期派遣のベトナム人・国際専門家 18

STARの主要素 – 他ドナー・米国機関との協力を通じた資源活用

6. STARは以下ドナー・米国機関プロジェクトその他との協力の下で進められたことで、USAIDに100万ドル以上の資金補完効果

他ドナー: JICA、国連開発計画(UNDP)、デンマーク国際開発庁(DANIDA)、EU

米国機関: 特許商標庁、証券取引委員会、連邦取引委員会、米国裁判所、米国官報/司法省、財務省、農務省

その他: NGOや一般からの専門知識、および様々な機関(シンガポール政府、香港政府、大学、国際貿易センター(ITC、ジュネーブ))からの技術支援

19

STARの主要素 – 専門的、客観的、独立的なTA

7. STARのTAの専門性、客観性、独自性を確保すべく(実際に確保できていると見られるべく)、米国・ベトナム政府はSTARのTAと政府間の公式なWTO-BTA履行モニタリング・条約交渉手続きの間に「ファイアーウォール」を設置

STARは、BTA/WTOの解釈や履行モニタリング、条約交渉には干渉せず

20

STARにおけるTAの性質 – 法律起草

STARでは、BTAおよびWTOが求める新たな法律の起草、承認、および施行の各段階において、必要に応じて以下を含む支援を行う(複数の起草案に関する詳細な法的分析・批評/政策セミナー・研修会/参考資料/調査報告書/戦略的に的を絞った国内外での視察旅行)

各業務につきチームを編成: STAR派遣駐在員・ベトナム人スタッフ、現地の国際・ベトナム系弁護士事務所、短期派遣技術アドバイザー

例: 法規規範文書公布法の2002年改正および2008年の見直し

21

STARの概要 – 2001~11年の成果

172の法律・主要規制について主要な助言
130のSTAR支援による法規制が承認 - 開発途上国の法制度改革としては最大規模の取り組み

500の研修会・コースを3万4,000人の官僚、判事、弁護士、およびビジネスパーソンを対象に実施

8万5,000部の参考資料を出版・流通

48の国内外視察旅行を358名のハイレベル政策担当者を対象に実施

21のウェブサイト/ポータル

22

STARの成果 – 法制度改革

STARおよび他のドナー(JICAなど)によるTAを通じて2001~11年の間に、ベトナムは商業・金融取引および紛争分野に関わる実質的に全ての法律を制定・改正(以下例)

- 商法および民法を改正し、契約の締結・執行に関する規定を統合、合理化、近代化
- 民事訴訟法を初めて整備
- 不服申立に関する法の改正により、あらゆるレベルでの最終行政決定の控訴が可能に

23

STARの成果: 投資

- 従来別個であった投資法と会社法を一本化し、外国・国内投資に関する共通法制度を初めて制定: WTO-BTAの内国民待遇条件を充足、ライセンスを整備
- 証券取引法を初めて整備: 証券投資の規制・促進が可能に
- 銀行、通信、流通など重要部門における投資の規制枠組みと能力

24

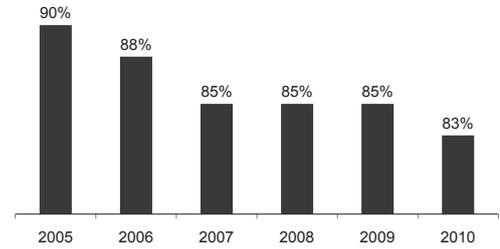
STARの成果:知的財産権の保護

- 法的枠組み:知的財産権法を初めて整備+刑法改正により、故意の商業規模の著作権・商標侵害が刑事罰の対象に
- 執行:判事、検察官、執行官を訓練
- 知的財産権執行ウェブサイト・データベースの作成により、常習者を洗い出し
- 自律執行:産業界と権利者と著作権協会の設立促進取り組み(音楽著作権であればホーチミン市著作権協会など)を通じて、自己の権利保護と市民の意識向上等を図る

・米国通商代表部
・米国特許商標庁
・米国司法省
・米国商工会議所
・ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)
・マイクロソフト
その他

25

ベトナムにおけるソフトウェア権利侵害(BSA報告)



26

STARの成果:透明性と法治主義

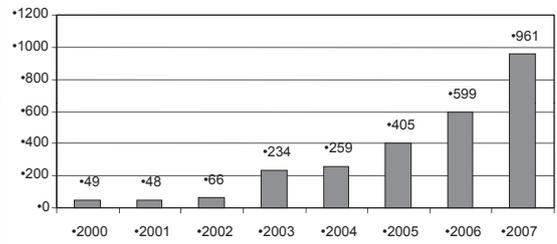
- 法律施行前の公示(2002年)
- 電子版官報(63省市のうち18省市+国)
- 法・規制案に60日間のパブリックコメント期間を義務付け(2009年)
- 法規規範文書公布法における法典化要件
- ベトナム商工会議所(VCCI)オンラインフォーラムを通じた法規策定における国民参画(2003~11年)
- 裁判所判決の公示(2002~11年)
- 最高人民裁判所のウェブポータル(2009年)

・米国官報

・米国内
上級判事

29

官報の年間発行数



・出所:官報(OOG)

28

STARの成果:技術法規

規格、商品品質、度量衡、化学製品製造、電気通信、電波、食品安全、植物保護、動物衛生、環境保護、都市計画などに関する多数の技術法規

29

STARの成果:

法制度、通商、経済改革に関する教育訓練

500の研修会・48回の視察派遣

- 多数の政府官僚や企業関係者を対象にWTO-BTA要件について教育
- 重要な新法制定の際は、能力強化のための訓練を通じてより効果的な施行を図る
- 米国、アジア近隣国、国内での視察派遣を通じて、中心的な官僚が他国(または他省)におけるWTO-BTA遵守対応について、直接学ぶ機会を設ける

30

STARの成果: 教育訓練に関する現在のSTAR取り組み

- 新国際弁護士プログラム(2011年・ハノイ法科大学)
- 技能向上・カリキュラム(2011年・司法学院)
- ホーチミン国家政治行政学院(2008年~)
- 複数の省庁と訓練を継続

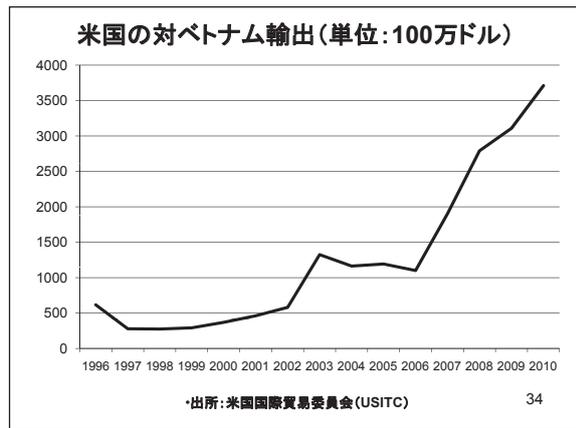
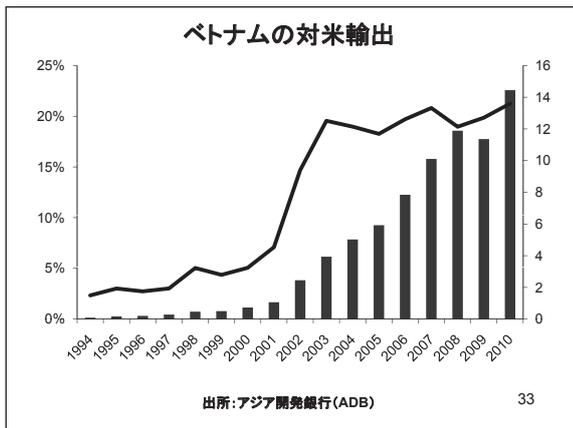
31

主要成功要因

STARは以下の要因により、大きな成功を収めた法制度改革プロジェクトとなっている

- 改革・自由化に対する政治的意思と政府のコミットメント
- STARの主要素
- ベトナム側カウンターパート機関・官僚との10年以上にわたる相互尊重・信頼関係(JICAなど)

32



将来的な計画

- 将来的な貿易自由化(BITやTPPなど)
- 法の執行と法改正を実施に移す能力の開発
- システム上の課題に対応(法典化、透明性、法律起草方式、法学カリキュラム、仲裁など)
- 省庁・機関 有効性指標
- 持続可能性

35

支援から協力へ--出口戦略

いつ支援から卒業するのか？
目標、優先項目、および資源の問題—卒業のタイミング

- 1) すべての目標が達成される
- 2) 一部の目標が達成され、その他の目標は
 - a) 依然達成されず、今後も不達成の見込み
 - b) もはや重要でなくなった、またはドナー・支援受入国にとって優先的でなくなった
- 3) 支援受入国がもはやドナーにとっての優先対象国でなくなった
- 4) 資源が使い果たされた
- 5) 支援受入国の所得が向上し、自己財源で賄えるようになった

36

支援から協力へ--出口戦略

どのように支援から卒業し、協力へと移行するか？
実施当初から、法整備プロジェクトは以下を通じた持続可能性を構築すべき

- 支援受入国が長期的に利用できる手段を得られるよう支援(ベンチブック、手引書、分析ツール、起草マニュアル、ウェブサイト、法学教育訓練教材、カリキュラムなど)
- 支援受入国がシステム上の課題に対応するためのシステム構築への支援(法規定の正当性を定めるための法典化、効果的な法律起草システムなど)

37

支援から協力へ--出口戦略

協力へと移行するため以下を通じて持続可能性を構築

- 訓練担当者および、これを育てる訓練指導者
- 比較法やインターネット上での法律研究を行うための能力開発
- ドナーと支援受入機関、大学とNGOとの間で持続的な連携を構築/以下を通じて連携を組織化し、特定の人への依存を防ぐ
 - 年次会議・半期会議
 - 定期的な交流
 - インターンシップ
 - その他

38

ご静聴ありがとうございました

質疑応答に移ります

39

於 大阪市 2012年1月

「法整備支援の展望～支援から協力へ」

ペネロペ（ピップ）ニコルソン教授¹

筆者は、日越間における法整備支援から法整備協力への移行に関する展望を考察して欲しいとの依頼を受けた。そのような命題が提起され得ること自体、長年にわたる日越関係および日本のベトナムに対する法整備支援の成熟度の証左であろう。ベトナムは、未だいろいろな分野での技術的、専門的知識・経験に欠けるとは言うものの、日本からの支援も含め、過去20年以上にわたって様々な法整備支援事業に参画してきたことによる利点も備えている。

本稿は六部構成になっている。初めに、日本の長期に渡るベトナムへの法整備支援の重要性について、極めて簡潔に言及する。第二に、ベトナムにおける日本の法整備支援から法整備協力への移行という議論に照らし、我々がそこから如何に学び得るかを説明するため、当該分野における筆者自身の現在の研究調査を紹介する。第三に、現在進行中の日越二国間（双務）法整備支援事業において、技術支援と技術協力をどのように区別するか、また、その区別がどのように役立つか、について述べる。第四に、ベトナムの司法改革の現状について概説した後、第五として、ベトナムにおいて司法改革支援を制約する

¹ メルボルン大学、メルボルン・ロースクール、アジア法センター、比較法研究計画理事兼副理事（ベトナム関係）。本稿作成においてはサリー・ロウの助力を得た。また本稿の成果を得るにあたっては、オーストラリア研究調査審議会（オーストラリア n Research Council : ARC）の助成 DPO880036に負うところが大きい。

要素、あるいは可能にする要素についての分析を行う。最後に、ベトナムに対する日本の援助のパラダイムはどのように支援へと移行するか、について幾つかの試験的な提案を行う。

1. ベトナムにおける日本の法整備支援

下記表1に示すように、OECD（経済協力開発機構）のホームページの統計情報では、2009年度における「法律・司法整備」の目的コードの各プロジェクトに対する日本の援助額は2,095,000ドルとなっている²。この数字は、同年の当該目的コードにおいて、ベトナムに対する第三位の二国間負担金である。その前年の2008年度では、日本は2,150,000ドルを負担し、同年最大の二国間負担金供出国であった³。

² 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて、OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は、2011年12月5日に実施した。

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>

³ 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて、OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は、2011年12月5日に実施した。

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>

表1：ベトナムに対する法律・司法整備ODA：2005～2009年度⁴

(定数：百万米ドル，2009年度)

	2005	2006	2007	2008	2009
合計	31.426912	3.9476242	7.2088988	9.8061524	33.261604
合計DAC*	30.67968	3.9175476	7.1723519	9.41658	21.785705
オーストラリア	0.6318808	0.8434194	0.6342134	1.0043059	
カナダ			0.1785104		0.3638037
デンマーク	11.329131	2.976556	3.6306055		14.71991
ドイツ			0.0826196	0.6036164	0.5773291
アイルランド	0.3108952				
日本	0.1039727	0.0643882	0.0456961	2.1517468	2.1154502
韓国		0.0065066	0.0406582	2.7021826	0.001933
ノルウェー	0.9712002	0.0266774			
スウェーデン	17.288754		0.8974486		1.1792144
スイス			0.6163241	0.9233257	0.0383707
イギリス			0.3038226	0.2114179	0.0180256
アメリカ	0.0438459		0.7424534	1.8199847	2.176161
多国間	0.74723203	0.03007666	0.03654685	0.3895724	11.47589968

* DAC⁵加盟国の供与額のみ，表記。

財政面において，日本の支援額は著しく高い。本稿では，ベトナムに対する日本の法整備支援の歴史を改めて詳述することはしない⁶。しかしながら，日

本が1994年からベトナムで活動している事実而言及しておくのは有益なことと思われる⁷。実際に，1994年に開催されたベトナム公務員向け研修セミナーが，日本の法務省による様々な法整備支援活動の嚆矢となった⁸。1996年，JICA（国際協力事業団）は「ベトナム社会主義共和国の法律および司法整備分野における事業」を開始した⁹。そうして，2011年に，日本

⁴ 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて，OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は，2011年12月5日に実施した。

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>
⁵ 経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）。
<http://webnet.oecd.org/OECDGROUPS/Bodies/ListByNameView.aspx?book=true>

⁶ 山下輝年，『国際協力部10周年（2011年10月）』6日，（著者所有の英語翻訳コピー）。森永太郎，『ICDニュースに掲載の「日本による法技術協力」：法整備』，2010年12月，p. 1：公共政策部，『開発途上国における法律・司法分野の整備』，「法治主義」推進事業へのJICAの支援，国際協力事業団（JICA），2009年6月，ヘルベルト・クッペル，『かつて社会主義国であった国に対する日本・ドイツの国際法整備協力事業の構造比較』，CALE（法政国際教育協力研究センター）討論資料，No 5，2011年3月。また，以下を参照されたし。ベロニカ・L・テイラー，「法治主義支援についてよく尋ねられる質問（および，「なぜ良いことなのか」と

いう趣旨の回答事例）」，『法治主義ヘーグ・ジャーナル（オランダ）』，1：2009年，pp. 46-52，およびベロニカ・L・テイラー，「「整備」の変容— 法治主義支援の新たなるアジェンダ，シンポジウム：法整備の未来，第5部。104：ノースウェスト大学法律論評会議，257，p. 260。

⁷ 山下輝年，『国際協力部10周年（2011年10月）』6日，p. 2。著者所有の英語翻訳コピー。

⁸ 山下輝年，『国際協力部10周年（2011年10月）』6日，p. 2。著者所有の英語翻訳コピー。

⁹ 鳥居香代，『ICDニュースに掲載の「開発途上国における法制・司法分野の能力開発に向けたJICAの協力活動」：法整備』，2010年12月，p. 25。

はベトナムへの三段階にわたった法整備支援を全て完了する¹⁰。この三段階のプロジェクトには、2004年民事訴訟法、2005年民法、2008年民事執行法、等、幾つかの主要な裁判所関連立法の草案を立案するといった対ベトナム支援が含まれる¹¹。これらの関連支援では、人材の能力強化に主眼が置かれた。また支援方式については、長期にわたる専門家のベトナム各機関への配置¹²、短期的アドバイス、各種作業部会、セミナー、および研修・能力開発、等の形で行われた¹³。これらの支援作業は、多くの場合、最高人民裁判所（SPC）および最高人民検察院（SPP）に関係する。この様々な事業には、例えば最高人民検察院向け検察官マニュアルの編纂や、最高人民裁判所関連では、判決文の標準化および判例の整備に関する調査が含まれている¹⁴。

2. 調査

本稿の背景として述べると、筆者とカミーユ・キャメロン教授はオーストラリア研究調査審議会の助成金を受けて、ベトナムおよびカンボジアでの裁判所を中心とした法改革における援助機関の実手法や影響の分析にあたっている。筆者は、ベトナムでの研究調査を担当している。キャメロン教授と筆者は、裁判所の改革（ベンチブック、あるいは判決文公開の整備等）や、刑事・民事訴訟法の整備等、関連立法の起草への取り組みを含め、「裁判所を中心とした法改革」の定義を幅広く設定した。我々はまた、「司法の独立性と透明性」の整備を目的とした各援助機

¹⁰ 森永太郎、ICDニュース（法整備）に掲載の「各被援助国における法技術援助の現状：ベトナム」、2009年12月、p. 17。

¹¹ 山下輝年2011年、p. 7。

¹² 山下輝年2011年、p. 6

¹³ 公共政策部、開発途上国における法律・司法分野の能力開発：「法治主義」推進事業へのJICAの支援、JICA、2009年6月、pp 16-17。

¹⁴ 森永太郎、ICDニュース（法整備）に掲載の「各被援助国における法技術援助の現状：ベトナム」、2009年12月、pp 17-18。

関のプロジェクトを本研究の範囲内に収めた。

さらに我々は、裁判所を中心とした法制度改革に直接関与する該当国・援助機関の各関係者に対してインタビューを実施した。当該インタビューについては、利用可能なホームページや報告書を通じて、援助機関・被援助機関の双方における裁判所関連の活動を重点的に扱ったプロジェクト関連文書を検討した後に行った¹⁵。インタビューの対象は、各援助機関とそのコンサルタント、被援助機関の弁護士、裁判官、その職務が裁判所の改革問題に何らかの形で影響を与える被援助機関の官僚、およびこれらのプロジェクトにおいて活動している非政府組織（NGO）¹⁶が含まれる。インタビュー対象者は、全て匿名性を保証されている。

本研究調査の結果、ベトナムでは日本の法整備支援が高く評価されていることが確認された。全員ではないが、大半のベトナム側情報提供者の見方には、日本の法整備支援が親身になって実施され、高い評価を受けているというニュアンスが認められた。各援助機関のJICAについての評価はバラつきが見ら

¹⁵ 裁判所を中心とした法制改革プロジェクトは数多いものの、それらの資料を入手するのは難しい。関連文書を公表するのは一般的な慣行ではないからである。例を挙げると我々はベトナムで、文字通り、裁判所改革を盛り込んだ10年にわたる法制改革プロジェクトを含め、都合65件以上の「裁判所を中心とした法制改革プロジェクト」を確認した。この調査研究を通じて検索した文書（例えば、コンサルタントの報告や評価等）は、入手可能な文書のごく一部に過ぎない。要するに、我々は、この期間全般を包括したものではないものの、事例・逸話のレベルを超える文書のサンプルを入手したと言える。

¹⁶ ベトナムの非政府組織は、党・国家による取り込みや操作によって活動が制限されている。より具体的に言えば、ベトナム法律家協会による、貧困層の訴訟当事者を支援するためのプロ・ボノ（法律家ボランティアによる公益事業）組織設立の試みは、阻止された。以下、参照。マーク・サイデル、ベトナムにおける法律と社会、ニューヨーク：ケンブリッジ大学出版局、2008年、p. 188。また、法律家の職業に関してより一般的なものとしては、以下を参照。グエン・チ・ミン、現代ベトナムの開業弁護士が直面する法的・職業的問題、ニューサウスウェールズ大学博士論文、2008年3月。

れた。しかし、上記のような状況において、ベトナムでの計画表についてJICAと話をすると、他の援助機関のJICAに関する見解は実際的でないように思われる。本稿はまた、技術支援から技術協力への移行中に、日本の法整備支援の豊富な実績を統合させ得る方法を提案することも目的としている。

我々の調査はまだ未完・継続中であり、これについての御意見、御批評を乞う次第である。

3. 技術支援と技術協力の区別

疑いもなく、技術協力は様々な面で技術支援とは異なる。まず技術支援とは、大抵の場合ある国から他の地域の個人や機関に助言・支援するために、技術専門家を派遣することを意味する。派遣される技術アドバイザーは、大いに努力して派遣先の国の文化を理解しなければならない。第二に、技術支援は通常、当該支援受入国が比較的新しい領域の専門知識や技術を構築・整備中である場合に、計画的に採用される。従ってその際の対応策は、法技術の整備（例：改革の立法根拠、等）のための研修と助言を提供することである。

2011年10月、日本の法務総合研究所国際協力部部長は、技術支援を提供する上での方法を以下のようにまとめた。

1. 長期派遣の専門家による、日常ベースでの助言やワークショップの開催。
2. 短期派遣の専門家による現地セミナーの開催。
3. 日本の諮問機関による論評や助言の提供。
4. 日本での研修セミナーの開催¹⁷。

¹⁷ 山下輝年2011年, p. 6. 様々な技術支援の取り組みに関する議論について、以下参照。ペール・ベルグリング、「技術支援の取り組み」、ペール・ベルグリング、*国際的な課*

一方、協力とは、両国の機関や専門家が、相互交流・相互利益のために共同作業ができることを意味する。両者の関係において、たとえ一方のパートナーの専門知識や経験が乏しい場合であっても、この方法は実りある交流を実現する十分な相互理解が見込まれ、その結果当該パートナーは集中的な比較体験ができ、また相互機関間の知的な関係の構築へと向かう可能性が生まれる。換言すると、技術協力は、各当事者が相手方機関当事者の経験を共有し、協力を通じて得た知識や体験を自身の状況に取り入れることができるような、利害当事者間の共通の理解が見込めるのである。

4. ベトナム司法改革の背景

簡潔に述べると、ベトナムは1987年のドイモイ（刷新）政策の採用によって、社会主義市場経済（*nha nuoc phap quyen xa hoi chu nghia*）への国家的移行を開始した。この政策変更によって、民間企業の活動の増大、国営企業の削減、および国家管理経済の縮小の実現を目指したのである¹⁸。

1991年、ベトナム共産党（以降、「党」と称す）は、法律を基礎とする国家（*nha nuoc phap quyen*）建設政策を採用した。この変化が、結果として1992年の憲法改正につながった¹⁹。この憲法改正の中で重要

題としての法治主義 — 国際行政協力、移行協力、整備協力における法制・司法改革への国際支援、*インターセンティア誌*, 2006年 アントワープ・オックスフォード, pp 41-111。

¹⁸ ブライアン・ヴァン・アルカーディおよびレイモンド・マロン、*ベトナム — 移動する虎?* キャンベラ：アジア太平洋出版, 2003年, およびアダム・フォード, ステファン・デ・ヴィルダール, *企画から市場へ*, コロラド：ウェストビュー出版, 1996年。

¹⁹ 第7回ベトナム共産党大会に関する議論については、以下参照。ジョン・ギレスピー、「ベトナムにおける法概念 — 国家統制社会主義の変容」、ランドール・ピーレンブーン編, *アジアの法治主義論*, ロンドン：ラウトリッジ出版, 2004, pp. 146-82.

なもの、人民も党も法律の拘束を受けることを義務づけるために憲法第2条を改正したことである²⁰。しかしながら、ベトナムの裁判制度は党および国家机关に従属したままであり、「国家権力の集中」原則による支配を反映し、ベトナムの政治・法律状況における基本教義²¹であり続けている。西洋の見地から見ると、ベトナムの法治主義への取り組みは気乗り薄なものに映る²²。一方ベトナム側の見地からすると、人民の意志を代弁するベトナム共産党 (CPV) は、各種権力と強力な一党政治指導の適切な統一に基づいた、社会主義法を基本とする国家建設に取り組んできたのである²³。

ベトナム共産党は、司法整備分野の整備を指導するため、幾つかの決議、特に司法改革戦略の概略をまとめた2005年49号決議 (以降、「49号決議」と称す) を発布している²⁴。当該司法改革は、国家の政治的

安定を固め、また司法部門のいずれかの単独機関が権力を掌握することを防ぐための国家権力の改革として特徴付けられる²⁵。2002年の裁判所改革について考察する場合は、このような経過を踏まえておく必要がある。

ベトナムにおける2002年の裁判所改革は、どちらかと言うと裁判所の独立性というよりも、裁判所の自主管理を支援するためのものであった²⁶。地方・省裁判官の任命・罷免権については、国会から最高人民裁判所に移管され、地元の任命機関と協力して履行されることになった。さらにまた最高人民裁判所は、自身の予算管理および法技術改革に責任を持つこととなった²⁷。またより具体的な事例をあげると、裁判所での職務に任命される者は、大学で法学士号 (LLB) を取得する必要がある (単に専門家養

²⁰ ベトナム社会主義共和国憲法, 1992年, 第2条。国会は、「ベトナム人民の全ての機関の母体機関」と記載されている。トウ・ヴァン・ホア, *司法の独立* - ドイツ, アメリカ合衆国, フランス, ベトナムにおけるその理論的要素と慣行に関する法制調査, およびベトナムへの提言, ルンド (スウェーデン): ルンド法律出版 (Juristforlaget i Lund), 2006年, p. 367。

²¹ グエン・ヴァン・クワン「オーストラリアとベトナムにおける、裁判所・審判所による行政行為再調査制度の比較研究」(博士論文引用, ラトローブ大学, 2007年), p. 66。

²² ジョン・ギレスピー, 「ベトナムの法概念 - 国家統制社会主義の変容」, ランドール・ピーレンブーン編, *アジアの法治主義論*, ロンドン: ラウトリッジ出版, 2004年, pp. 146-82, ピップ・ニコルソン, *借り物の裁判所制度 (Borrowing Court Systems) - 社会主義国ベトナムの体験*, ボストン: マルティヌス・ニーホフ出版, 2007年, pp. 243-247。

²³ ジョン・ギレスピーの言及によれば, 今日ベトナムでは, 学会・政治エリート達の間で権力統一主義について論争が起こっている。以下, 参照。ジョン・ギレスピー, 「ベトナムにおける国家規則の司法化」, ジョン・ギレスピーおよびアルバート・チェン (編) *中国およびベトナムにおける法制改革 - アジアの共産主義体制の比較*, ロンドン: ラウトリッジ出版, 2010年, pp. 78-102。

²⁴ 48NQ/TW号決議, 2005年5月24日, ベトナム共産党中央委員会, 「2010年までのベトナムの法制度の整備・改善計画, および2020年までの期間についての指示」 (以降, 「48号決議」と称す), (国連開発計画 (UNDP) の援助を得て翻訳され, またVIE/02/015の助成金を受けて2006年に出版された), および49NQ/TW号決議, 2005年6月

2日, ベトナム共産党中央委員会, 「司法改革戦略について」 (以降, 「49号決議」と称す), および「来るべき重要な司法課題」に関する共産党政治局8/NQ-TW号決議, 2002年1月2日 (以降, 「8号決議」と称す)。また, 以下を参照。900/UBTVQH11号決議, 2007年3月12日, 国会常任委員会, 48-NQ/TW号決議の実施アクション・プランについて, 2005年5月24日共産党政治局, 「2010年までのベトナムの法制度の整備・改善計画, および2020年までの期間についての指示」 (国連開発計画 (UNDP) の援助を得て翻訳され, またVIE/02/015の助成金を受けて2006年に出版された)。

²⁵ ピップ・ニコルソン, *借り物の裁判所制度 (Borrowing Court Systems) - 社会主義国ベトナムの体験*, ボストン: ボストン: マルティヌス・ニーホフ出版, 2007年, pp. 266-273, およびピップ・ニコルソン, サイモン・ピット共著, 「ベトナムにおける公式談話および裁判所を中心とした法制改革」ジョン・ギレスピーおよびピップ・ニコルソン編, ケンブリッジ大学出版局, 2012年 (近刊)。

²⁶ ピップ・ニコルソン, *借り物の裁判所制度 (Borrowing Court Systems) - 社会主義国ベトナムの体験*, ボストン: ボストン: マルティヌス・ニーホフ出版, 2007年, pp. 241-273。

²⁷ P. ニコルソンおよびグエン・ファン・クワン, 「ベトナムの司法 - 任命と昇進の政治学」, *環太平洋地域の法律と政策ジャーナル*, 14 (1) (2005年), pp. 1-34, ブライアン J. M. クイン, 「ベトナムにおける法制改革とその背景」, *コロンビア・ジャーナル・オブ・アジア・ロウ* (コロンビア大学ロースクール), 15 (2) (2002), p. 221, ブライアン J. M. クイン, 「ベトナムの継続する法制改革 - 裁判所支配権の掌握」, *アジア太平洋の法律・政策ジャーナル*, 4 (2) (2003), pp. 432-68。

成学校から付与されたような資格だけでは不十分)、必要な道徳心を備えている者とされた。

しかし実際には、法学士号を保持する志願者の不足が理由で、上記のような変革は質が低下しつつある。またベトナムの裁判制度には、人材不足、汚職疑惑、および法とは何か、法は如何に適用されるのか、についての追加研修を必要とする教育不足の要員、といった諸問題が付きまとう²⁸。

このような批判は、しかし、過去20年間にベトナムで起こった重要な裁判制度の発展の文脈の中で理解する必要がある。弁護士達は、過去には聞いたこともないような実験的な方法で、裁判所に(特にホーチミン市の経済裁判所に)提訴を行っている²⁹。裁判官達は、端緒についたばかりの法律論を展開している³⁰。さらにまた一部の弁護士達は、判決を確かなものとするために、人間関係 (*quan he*) よりも、少なくとも部分的には法的主張を基に、法律のより奥深い解釈を求めて奮闘している³¹。さらに、憲法の構造の根底に係わるとは言え、実体法の改革活動が大いに行われているし、また党および国家権力に譲歩することなく、独立した意思決定を支え得る手

段が最高レベルで討議されている³²。

5. 法整備支援についての説明

ここで、ベトナム側が認識している、裁判所中心の法改革のための法整備支援の実施における課題の検討に移る。

ベトナムで認識されている法整備支援への課題

本調査のベトナム人インタビュー対象者達は、ベトナムにおける裁判所を中心とした改革をめぐる困難かつ複雑な政治・法律の状況を認めている。彼らは、各海外支援機関がベトナムの既存体制の中で作業する必要性を理解しなかった頻度、およびその必要性を受け入れた頻度について言及した。より具体的に言えば、我々が現地の人々に「裁判所の改革を掌握しているのは誰か?」と尋ねると、答えは必ず「党」であった。インタビュー対象者達は、各組織および裁判所の役割を含め、司法部門の改革に関する重要な決定については、共産党政治局に一任されていることを指摘した。それでも、この分野における政策立案を党がどのように運営するか、については、これまでも色々な方法で説明されている。2006年までは、裁判所に関する政治局の決定を、内務委員会 (the Internal Affairs Committee) が調整・実施する職務に就いていたことも述べられている。2006年の党大会以後は、司法制度改革推進委員会 (JRSC) がこの職責を担うことになった³³。

裁判所改革に関する権限・意思決定の構造について、現地の人々は失望している。しかしながら彼らはまた、つい最近まで法整備支援を求めもせず協議

²⁸ 国連開発計画 (UNDP)、*全国の地方人民裁判所のニーズに関する調査報告*、ハノイ、2006年。

²⁹ ピップ・ニコルソンおよびミン ドゥオン、「適法性とベトナム経済裁判所」、アンドリュー・ハーディングおよびピップ・ニコルソン (編)、*アジアにおける新しい裁判所*、ロンドン：ラウトリッジ出版、2010年、pp. 31 - 55。

³⁰ 以下、参照。ジョン・ギレスピー、「ベトナムにおける国家規則の司法化」、ジョン・ギレスピーおよびアルバート・チェン (編) *中国およびベトナムにおける法制改革 - 中国およびベトナムにおける法制改革 - アジアの共産主義体制の比較*、ロンドン：ラウトリッジ出版、2010年、pp. 78-102。

³¹ マーク・サイデル、ベトナムの法律と社会、ケンブリッジ大学出版局、グエン・チ・ミン、*現代ベトナムの開業弁護士が直面する法的・職業的問題*、ニューサウスウェールズ大学博士論文、2008年3月、ニック・ブース「Introduction to Part III」、ジョンGおよびアルバート・チェン (編) *中国およびベトナムにおける法制改革 - アジアの共産主義体制の比較*、ロンドン：ラウトリッジ出版、2010年、pp. 157 - 162。

³² ピップ・ニコルソン、サイモン・ピット共著、「ベトナムにおける公式談話および裁判所を中心とした法制改革」ジョン・ギレスピーおよびピップ・ニコルソン (編)、ケンブリッジ大学出版局、2012年 (近刊)。

³³ インタビュー対象者L (2011年6月)。

もしなかった最終決定者（政治局とその傘下の司法制度改革推進委員会）との連携作業に慣れている。

さらにまた現地の人々は、司法省および1992年から最高人民裁判所が³⁴、また2009年頃から司法制度改革推進委員会が、裁判所中心の司法改革事業を実施する国際協力に向けて、独自の取り組みを行っていることを理解している。次に、ベトナムの各利害関係者は、自分たちが改革路線の限度を超えてやり過ぎないこと、あるいは他の現地関係者を動揺させたりしないことを保証するために、複雑な許認可の網の目を介して作業しなければならない³⁵。現地の人々は、計画関連の決定者がサインしない限りプロジェクトは進行できないので、プロジェクトに遅れが出ると説明する。しかし当該インタビュー対象者達は、これがベトナムでの司法改革の有りようであり、外国人との共同作業のやり方であることを認めている。

このような背景の下、現地のインタビュー対象者達によれば、外国援助機関は往々にしてベトナムに存在する制度上の力関係の網を理解できなかったという。もっと具体的に言うと、現地の人々は、例えば最高人民裁判所に見られる支援事業の管理能力の乏しさが、ベトナムの憲法・政治構造内における最高人民裁判所の制度的位置に起因することを、多くの援助機関が正しく認識できなかったと主張する。不当にも援助機関は往々にして、最高人民裁判所の限界を、ビジョンの欠如、不十分な法技術、さらに改革受け入れの頑迷な拒絶、等と理由付ける。それについて現地のインタビュー対象者達は、幾つかの援助機関は、各援助機関と最高人民裁判所の間で建設的な協力の行われた時代があったことを忘れているか、それとも知らないのだろうと述べ、さらに、それはイデオロギーの変化を前提とした法制改革よりも、法整備支援に焦点が当てられていた時代のこ

³⁴ インタビュー対象者O（2011年9月）。

³⁵ インタビュー対象者O（2011年9月）。

とだと語った。

より具体的に言うと、現地の説明によれば、各援助機関とベトナムの党・国家は、裁判所を中心とした法制度改革のビジョンを常に共有しているとは限らない。過去15年間にわたる援助機関および裁判所の活動を三つに時代区分すると、このことが分かる。1990～1995年の初期の時代には、最高人民裁判所は援助機関を理解すべく努め、ために動きが遅かった。この期間中に、一定数の個人および援助機関も最高人民裁判所についてよく知るようになり、援助機関と裁判所との間に生産的な関係が生まれた³⁶。その後の10年間では、援助機関と裁判所の活動に急激な増加が見られたが、これは「強力な合意」または共通の目標に起因するものであった³⁷。既に説明した通り、裁判所は一連の実体法の整備に取り組むため、法整備支援を求めた。このことはベトナムへの多大な支援と認められ、政治的にも異議を挟む余地のないものであった³⁸。援助機関と現地間の協力の第三段階に至ると、共通の目標の欠如という問題が付きまとうようになった³⁹。これについては、48号および49号決議（ベトナム側の説明によれば、これらの決議が強力な法治主義の発展基盤の提供、と誤って解釈されたという）に概略が示された改革について、裁判所とその党指導者達がまだペースと方向性を決定していないうちに、援助機関側が当該決議の実施を強引に求めたため、という説明がなされた⁴⁰。

現地の人々には、一連の改革願望がある。党による支配および49号決議という脈絡の中で、達成し得ることの可能性には多くの制約がある一方、権力機

³⁶ インタビュー対象者L（2011年6月）、およびインタビュー対象者O（2011年9月）。

³⁷ インタビュー対象者L（2011年6月）。

³⁸ インタビュー対象者L（2011年6月）。

³⁹ インタビュー対象者L（2011年6月）。

⁴⁰ インタビュー対象者L（2011年6月）、およびインタビュー対象者O（2011年9月）。

構の外側にいる人達は、改革のより高い到達点を声高に要求する⁴¹。公式の党機関紙の論評者でさえも、人権の保護、より高い独立性の保護を求めている⁴²。法律専門家達は、党・国家の法的措置の合法性について、報復を怖れることなく審判する裁判所の法定資格の問題を含め、最も性急に裁判所の全面的改革を求めているように思われる。公然と、声高に、一貫して政府を批判しているこれらの弁護士達は、一連の不正行為を理由に裁判にかけられ、拘留されている⁴³。他の弁護士達については、言わばバラバラの不統一状態（党は、「より建設的」と評するだろうが）にある。こちらの専門家達は、国家と協力して司法部門の付加的な改革に貢献している。一言で言えば、現地におけるベトナム裁判所改革に対する願望には、温度差がある⁴⁴。しかしながら、殆どのベトナム人がよく承知しているのは（西洋も同様に承知しているが）、ベトナムで独立した裁判所制度を論じることは、即ち一党独裁国家の権威に対して意義を唱えることになるという事実である。殆どの現地

⁴¹ インタビュー対象者B, E, I (2010年9月)。

⁴² 例として、以下参照。タン・ヴァン・フク、「法治国家に対する党の指導性の改新」、*コミュニスト・レヴュー*、(2006年) 9 (755), p. 47。また、p. 49も参照されたい。

⁴³ 人権ウォッチ、*党vs法律活動家クワン・フイ・ハー・ブー*、2011年5月。2010年11月に逮捕され、2011年4月に有罪判決を下されたクワン・フイ・ハー・ブー博士事件の詳細。当該報告によれば、ブー博士は一般市民の強い支持を受けていた (p. 24)。また第一審裁判所は、何回かの公判において裁判手続きを実施しなかった (p. 22)。2009年以降、他の弁護士も何人が逮捕されている。例えば、レ・コン・ディン弁護士は2009年6月13日に逮捕され、刑法第88条違反容疑で起訴された。「監禁され、資格を剥奪された弁護士」、[vnnews-1] DIS/LAW 弁護士資格を剥奪されたレ・コン・ディン、AI インデックス: ASA 41/003/2009 発行日時: 2009年6月6日。また、次を参照: グエン・ミン・トゥアン博士、「法に基づく厳正かつ公正な裁判」クアン・ドイ・ニャンザン紙 (ベトナム軍機関紙)、2011年4月10日 (BBCワールドワイド・モニタリング提供、[vnnews-1] DIS クワン・フイ・ハー・ブー博士)、ベトナム人権委員会、「ベトナムにおける裁判の民主主義 - 平和的な唱道者達に「破壊活動」で16年の懲役刑」、2010年1月21日。

http://www.queme.net/eng/news_detail.php?numb=1287

(2011年12月19日検索)、ウォールストリート・ジャーナル、「「政治的」弾圧、著名な商業訴訟者を陥れる」、*オピニオン・アジア*、2010年1月25日 [vnnews] DIS/LAW。

⁴⁴ インタビュー対象者L (2011年6月)。

の人々は、改革論議に関するこのような限界を知っているため、現在議論の多い問題を議題に乗せて政権を揺さぶるようなことは求めている⁴⁵。

ベトナム側の論評者達が認識している他の課題として、援助機関の手法や政策が取り上げられた。多くの援助機関の現在の関心が裁判所の独立性に集中するという事は、協力範囲が少なくなったことを意味する。この結果、幾つかの援助機関の間で自由競争が生じ、時にはプロジェクトにおける平等・共同性が低下することとなった⁴⁶。裁判所改革の課題についての細心な理解のなさを指摘した上で、ベトナム側の論評者達は、援助機関の事業期間とその硬直性に対して批判的であった⁴⁷。短期間の、厳しい予定表を組んだ、また、ベトナムのことを殆ど知らない「飛び入り」コンサルタント任せのプロジェクトについて、ベトナム側の論評者達は批判した。さらにまた、援助機関の絶望的なほど厳しい時間枠内にあつてさえ、当該コンサルタントも定期的に交代するので、有意義な関係の構築は極めて困難である旨を述べた。

法整備支援の課題についての援助機関側の説明

現地側の説明と同様に、援助機関側も、改革および有効なプロジェクトの計画・実施を行う指導者達に接するルートが欠如していることを指摘した。ベトナム側は自らの政治的制約を承知している一方、援助機関側には、法制改革に関するより大きな政治問題についてベトナムの相手方機関と話しができなかったことに対する不満があった⁴⁸。この不満はまた、援助機関が体験したプロジェクトの遅滞に関す

⁴⁵ インタビュー対象者L (2011年6月)。

⁴⁶ インタビュー対象者DおよびI (2010年9月)、およびインタビュー対象者L (2011年6月)。

⁴⁷ インタビュー対象者B, C, E, F, G, I (2011年9月)、およびインタビュー対象者L (2011年6月)。およびインタビュー対象者O、およびP (2011年9月)。

⁴⁸ インタビュー対象者Q (2011年10月)。

るコメントにおいても現れた⁴⁹。しかしながら、全ての援助機関がそこまで批判的だったわけではない。何人かのインタビュー対象者は、援助機関のうち1、2の組織は、長い時間をかけてベトナムの相手方機関と弾力的な関係を構築し、その結果幾つかのプロジェクトは極めて満足のいく形で終了した事例に言及した⁵⁰。

前述のように、援助機関は二、三の例外を除いて、裁判所改革事業における最高人民裁判所との共同作業に対する不満を語った。おそらくこの不満は、一党独裁社会主義国家にあつて裁判所が直面している状況下の制約について完全に把握することなく、しばしば改革への頑迷な拒絶という解釈を元に投げかけられたと思われる⁵¹。最高人民裁判所との比較的容易な協力関係を報告した幾つかの援助機関に焦点を当ててみると、より興味深いことが分かる。いかなる場合であれ、そのような容易な協力関係は、最近49号決議によって承認された「気乗り薄な」法治主義モデルに公然と挑みかかるようなことなく、明白に境界を線引きされた任務または事業一式の共同作業に基づくものであった。言い換えると、裁判所に対してその能力以上の早さで動くよう圧力を加えたりするようには見えないプロジェクト、また、観念的・イデオロギー的軋轢の少ないプロジェクトの方が、より迅速に実施されたように思われる。

ベトナムでは、他の団体、特に非政府組織と共同して裁判所改革に取り組む機会が欠如していたことも、援助機関の失望の原因の一つである。法整備関連の文献資料には、変化を求める下からの圧力を後押しして、制度改革を促進する草の根運動に向けての動

きも見られる⁵²。

端的に言うと、本稿のインタビュー対象者達が明らかにしたのは、この分野の改革に関する多くの修辭的主張にもかかわらず、ベトナムには、確認された実施可能な裁判所改革の方向性が欠けているということである。何人かのインタビュー対象者によると、その結果、幾つかの援助機関がイデオロギー的・政治的改革を強く要求したので、関係に軋みが生じたという。裁判所を中心とした法制度改革に積極的な幾つかの支援機関は、建設的な参画・取り組みを行うための比較的限られた余地の中で、実行可能なプロジェクトを獲得しようと競い合うことになった。

法整備支援を可能にする要因

援助機関とベトナムの相手方機関との相互協力を可能にする幾つかの要因もまた、本調査を通して確認できた。

インタビュー対象者達は、技術支援の提供については継続されるかも知れないが、新たな政治原則の発生を目的とする援助は、将来中止になる可能性があると指摘した。例えば、何人かのインタビュー対象者は、法整備支援の取り組みにおいて、司法の独立および法治主義を強硬に主張したりしないという理由で、日本の国際協力機構（JICA）を賞賛していた⁵³。これらの論評者は、JICAのスタンスが政治に無関心というわけではないものの、どちらかと言う

⁴⁹ インタビュー対象者B, F, およびD (2010年9月), N (2011年8月)。

⁵⁰ インタビュー対象者T (2011年10月), DおよびF (2010年9月)。

⁵¹ インタビュー対象者N (2011年8月), Q (2011年10月), A (2010年9月)。

⁵² アジア開発銀行 (2000) *アジア開発銀行における法律・政治改革: 法的権限委譲 — 良き統治と貧困の減少の推進*, D. マニング (1999年) *貧困撲滅における法律事務組織の役割* 世界銀行, M. E. マクリメントおよびS. ゴーラブ (2000年) *正義に至る多くの道 — フォード財団の法律関連事業は世界を保証する*, フォード財団; アジア開発銀行 (2001年), *アジア開発銀行における法・政策改革* アジア開発銀行, S. ゴーラブ (2006年) 「法的環境の選択肢」カロザーズ, T (編) (2006年) *海外での法治主義の推進 — 知識を求めて* カーネギー国際平和基金。

⁵³ インタビュー対象者K, LおよびM (2011年6月), およびインタビュー対象者O (2011年9月)。

と、改革をめぐる政治的駆け引きがそれほど激しくない現場で協力し、また援助による相互の経済的利益を重視する方を選んだことを認めた。

間違いなく関連し、また現地の人々がそのように認識している「法整備支援を可能にする第二の要因」は、時間をかけてベトナムに長期的に関与する、という援助機関の意欲である。日本国際協力機構（JICA）、国連開発計画（UNDP）およびアメリカ国際開発庁（USAID）を含め、幾つかの援助機関がこれを実践したとして名前を挙げられた。日本の支援戦略の一貫性についても、技術支援戦略を通して現地の人々の作業を支援している、と指摘された⁵⁴。

援助に関する意見交換を助けるものとして、ベトナム語を話し、ベトナム語で仕事をする能力が現地の人々の賞賛を受けた。もっと具体的に言うと、ベトナム語が話せる技術アドバイザー達は国家に関与し、また法整備における効果的なパートナーであると見なされた。例えばベトナム側の関係者が英語（または、日本語などの外国語）に堪能であっても、整備事業についてベトナム語で議論する能力が、根本的に交流を充実させたことが指摘された⁵⁵。

幾人かの論評者はまた、ベトナムの相手方機関と良好な関係を築くのは、おそらく日本や他のアジアの援助機関（例えば韓国）にとっては比較的容易であろうことを強調した。これは、「西洋人とのギャップほどには広くない」カルチャー・ギャップとして特徴付けられた⁵⁶。プロジェクトチームがレストランで社交的に交流でき、一緒に飲み、カラオケにも行くという事実は、全て、共同作業の能力を高める要因として語られた。とは言っても、西洋人アドバイ

ザーにとってもベトナムでうまく仕事をするのは不可能ではないので、現地のインタビュー対象者達は幾つかの実例を挙げた⁵⁷。

長期にわたる関与の意思を持ち、「飛び入り・飛び去り」型アドバイザーのパターンを回避し、代わりに、まとめ役の長期赴任職員を裁判所に配置、これを定期的にベトナムに戻ってくる安定した顔ぶれの専門化チームが支援するという形の実例として、JICAの名が挙げられた⁵⁸。幾人かのインタビュー対象者達は、法整備支援にとっては、関係機関や省庁の関与が有利であることを示唆した。このことは、特に、当該支援によってベトナム当局者が優秀な専門家や学者と直接面談し得る場合に当てはまる⁵⁹。しかしながら、この当局者の関与・参画は、実質的なものでなければならず、単に形式的な「姉妹提携」協定よりもさらに一段と踏み込んだものでなければならない⁶⁰。

上述のように、現地のインタビュー対象者達は、効果的なアプローチの理解と実践に努めた援助機関として、度々JICAの名を挙げた。何人かの国際的な評論家もまた、当該部門の日本の仕事を多大な成功例と見なしたが、これは全員一致の意見ではない旨言い添えた。実際に、幾つかの国際的な援助機関は、日本のアプローチに対して極めて批判的である。

6. 協力モデルへの段階

ベトナムの党・国家による現行の法改正の進路が不確実であるという現状は、ベトナムにおける裁判所改革および機関間の構造改革について、以前よりも技術支援の機会が限定される段階に入ったことを

⁵⁴ インタビュー対象者K（2011年6月）、およびインタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁵ インタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁶ インタビュー対象者T（2011年10月）、BおよびE（2010年9月）。

⁵⁷ インタビュー対象者T（2011年10月）、BおよびE（2010年9月）。

⁵⁸ インタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁹ インタビュー対象者N（2011年8月）。

⁶⁰ インタビュー対象者N（2011年8月）、O（2011年9月）。

意味し、これが前述の支援機関同士の競争につながっている。さらにまた現在のベトナムには、より高度なレベルの交流に参加できる法律専門家の層が既に存在する。同様に、共同作業の成功の基盤を築くために、日本の大勢の専門家がベトナムの法制度や文化を理解している。従って、例え日本国内での援助計画に言及しなくても、ベトナムにおける日本の技術支援を考察するのは時宜を得たやり方と考える。

JICAがベトナムの相手方機関と健全な関係を持っていること、および、その関係がベトナムで高く評価されていることは明らかである。

ベトナムでの新しい援助モデルへの移行に関する議論が、日本にとって時宜を得たものであると仮定した場合、次の二つの疑問が浮かび上がる。

1. どのような戦略によって、法整備支援から法整備協力への移行をサポートするのか？
2. その戦略は、「協力への移行」に向かう後退なのか？換言すれば、幾つかの法整備支援は何らかの政治改革を前提としているにも関わらず、協力というスタンスに変化することによって、各援助機関のベトナムにおける法制度改革への志気を低下させることにならないか？この質問の前提となる仮定については、法整備分野での支援が、現地でのより自由主義的な改革の実現に寄与するというより、全体主義国家の強化を助ける結果になる、という主張と差引勘定する必要がある。

どのような戦略で、技術的法整備支援から技術協力への移行をサポートするのか？

上記3項で概説した法整備協力と法整備援助との違いを考えると、協力への移行は、現行支援モデルのように、JICAの国内の人材・専門家への出資削減を予告しているのかも知れない。しかしながら、

JICAにしてもベトナムから全面撤退するのは残念なことだろう。幾つかの理由から、筆者は次のように言いたい。

1. 日本はベトナムの関係機関との密接な結びつきがあること、また今日までに費やした相当な出資について考えるとき、突然支援プロジェクトを終了するのは、あまりに成果・見返りが乏しいように思われる。
2. 法制度を改革中の国は全て、制度の比較考察から、特に幾つかの一般的法制度を共有する人々から恩恵を受ける。ベトナムの整備事業の場合には、日本は実質的な比較考察の機会（例を一つ挙げれば、民法がそうである）を提供している。これは双方向の対話である。ベトナムが、日本の改革事業による経験から得た考察から恩恵を受ける一方、日本もまた、ベトナムから学んだ教訓を他の発展途上国でのプロジェクトにおいて展開できる。また、日本は法整備分野の強さと弱さに関する考察を蓄積し続け、それによって疑いもなく日本の投資家を支援している。ベトナムも、日本がどのように一連の法制度改革を実施するかを目の当たりにすることができる。

筆者はここで、ベトナムの法整備分野で日本の協力をサポートし得る幾つかの戦略を試験的に提案したい。また、これらが新しい考えではないことを指摘しておく。私見では、両国の公的機関間の協力モデルへの移行が持続し、最終的には互いに別々の行動原理に基づこうとも、協力関係が継続され得ると思われる。より具体的には、筆者は以下のように提案する。

1. 裁判所・検察院間の関係（必ずしも中央レベルだけの話でなく）についての可能性。ここでの提案は、最初の内は日本の適切な諸機関の手助けを受けるにしても、日越の関係機関同士が直接対話

を始めることである。このような関係における課題としては、単なる願望や美辞麗句にとどまらない対話を行うことである。また実務的な課題としては、日本語とベトナム語の隔たりを越えて、どのように作業するかという問題もある。この実務的な懸案は、下記の諸提案のいずれかが潜在的に実行可能であっても、事前に研究しておく必要がある。以下に提案を幾つか示す。

- a. ベトナム人職員を実務研修で日本に受け入れ、また実務研修で日本人法務職員をベトナムに派遣する。
- b. ベトナムにおいて、農村部や山岳部から来た職員が、ベトナム国内の所轄中央機関で実務研修の機会を与えられる研修制度をサポートする。日本の裁判官や検事は、他の管轄区域へ研修に赴く長い伝統がある。ベトナムのためにこの方式を採用することによって、公的滞在による学習の慣行をベトナムに定着・促進させ得る。
- c. 数年毎にベトナムの法整備分野の会議を開催する。日本人・外国人聴衆のためにベトナム側が論文を作成・批評し、その後、基本的にこれらを公開する。

2. ベトナム人が潜在的に支援を求めている問題について考察しているベトナム人共同研究者との共同研究事業。これは、現行立法起草支援事業に対する出資の規模縮小版と見なされるかも知れない。日本の法務省国際協力部または他の学術研究機関にも、ベトナムによる研究調査を対象とする資金拠出・調達を検討する役割があろうし、それが何らかの援助出資を補完する形になることもあるだろう。

「協力への移行」は後退か？

法整備活動には、次のような暗黙の想定がある——途上国にあっては、法制改革事業の短期間の成果は不明瞭だが、それでも法制改革への出資は、時間の経過とともに建設的な役割を果たすようになる。

しかしながら、法整備支援⁶¹の実際の影響や、法整備支援はどんな形で行うべきか⁶²については、殆ど意見の一致が見られない。例えば、一党独裁国家において法治主義を喧伝する方がより効果的なのか、あるいは、法整備改革を技術分野で育成・サポートする方がより効果的なのか、については実地に試されたことがないままである。

さらに、法整備支援は全体主義の指導者達を支えているか、少なくともその支えを補強しているという主張もある⁶³。あるいはまた、法整備活動が「先進」国への依存を常態化させる、と指摘されてもいる⁶⁴。論争中の法制改革の影響の性質、および日本の支援の取り組み手法（「大乗り気」の法治主義の恩恵に関する宣伝活動を避けようとするスタンス）を考察すると、「協力」が援助事業を転換する後退とは思われない。

さらにまた、本稿で今回明らかにした、ベトナム

⁶¹ 例えば、法整備は経済成長に寄与するかどうかについては、盛んに議論されている。以下、参照。KEデータベースおよびMJ テレビロック（2008年）「法律と経済発展の関係 — 楽観主義者vs懐疑主義者」（56）*比較法アメリカン・ジャーナル*895。また、以下参照。ダム、KW（2006年）*法律と成長の関係 — 法治主義と経済発展*、ブルッキングス研究所出版部。

⁶² 支援は、特定の法制モデルの輸出に焦点を絞る必要があるかどうか、について、学者達は議論する。以下、参照。Rラポルタ、他（1998年）「法と財政」（106）（6）*政治経済ジャーナル*1113。以下と比較。D. ベルコウィッツ、キャサリーナ・ピスター、ジャン・フランソワ・リシャール、（2003年）「経済発展、適法性、および移植効果」、47、*ヨーロッパ・エコノミック・レビュー*、165-195。

⁶³ D. M. トゥルーベックおよびM. ギャランター（1974年）「自己疎外する学者達 — 合衆国における法律と成長の研究に潜む危機による幾つかの反映」*ウィスコンシン・ロー・レビュー* 1062-1076, 83。

⁶⁴ S. ニュートン（2008年）「法律と成長、法律と経済学、および法技術援助の運命」J. アルンシュタット、他（編）（2008年）*成長のための立法 — 国際的な立法計画の理論と実際の探求* ライデン大学出版局, pp. 23-52, p. 28, P. ベルグリング（2006年）*国際的な課題としての法治主義 — 国際行政協力、移行協力、整備協力における法制・司法改革への国際支援*、インターセンティア出版, p. 30, FG スナイダー（1980年）「依存論を踏まえた法律と成長」（14）（3）*法と社会レビュー*、p. 723。

での援助機関同士の旺盛なプロジェクト獲得競争について考えると、例え大規模な法整備支援事業を経ずに、協力モデルを通じて実施されるにしても、技術援助の伝統的な概念に立ち返ることは、日本にとっても戦略的に有利になる可能性がある。

終わりに

ベトナムの法制改革に対するJICAの出資を調整すべきか、あるいは如何に調整するかという問題については、日本だけでなくベトナムにとっても優先順位の動的・有機的な評価に関わってくる。筆者は、調整された日本の援助の優先事項が、これからのように実施されるかという見通しを述べるために、ベトナムの法律分野において色々な改革事業に従事するベトナム人および援助機関から聞いた法整備支援の話引用してきた。しかし、筆者はこれらの提案がベトナム側にどのように受け取られるかという推測はしない。ベトナム側との協議が必要だからだ。法整備支援は、対話的な活動である。筆者は、熱烈な関心を持って日越間の法整備支援の話の続編を待つこととしたい。

第4 パネルディスカッション資料

法整備支援の展望 ——支援から協力へ——

松尾 弘(慶應義塾大学)

1

1. 協力の目的

- 「支援から協力へ」というコンセプトの下で、
共通に目指すべきものは何か
- ・各国の歴史と文化を尊重し、社会の現状を踏まえ、国家の発展プロセスに適合した法整備(法改革)をどのように進めることが、国家の統治の改善と国民の福祉の増大に通じるかについて、協力者相互間の知見を豊かにし、共有し、それを各国の法改革にフィードバックして実践すること

2

- ①法改革を実現し、司法制度を改善し、国民の司法アクセスを着実に増進する(「法の支配」を浸透させる)ためには、どのような方法が効果的かを探求する
- ②開発のための法改革は、比較的短期間のうちに、大規模な統治改革を行うものであるから、社会の様々な面で副作用としての歪み(例えば、格差の急速な拡大、公害・環境破壊、汚職の増大、...)を生じさせるが、この問題にどのように対処してゆくべきかを探求する

3

2. 協力の方法

- ・協力のための基盤整備が必要
- ①法整備(法改革)の進展度を測定するための主要な指標の定期的なモニターと情報共有システムの強化(【図表1】参照)
 - ②法整備協力の成果を国内の法改革に活かすルートの開拓

4

【図表1】法改革に関する主要な指標(部分)

	日本	ベトナム	ラオス	カンボディア
人口 (2010年10月1日)	128,057,352	90,549,390	約6,400,000	約15,300,000
裁判官数 (他に判事長官30)	3,026	4,680	375	224
裁判所数 (地裁、簡裁)	915	—	(他に軍事裁判官29)	—
検察官数 (2010年)	2,621	7,590	348	105
弁護士数 (2011年11月)	30,524	6,559	144 (含インターン生17名、2011年11月11日)	754 (死亡者を含む) 683 (弁護士会所属)
民事事件の件数 (第1審受理) (2010年、含行政事件)	812,885	177,417 (2011年9月30日)	1,988 (2011年)	統計なし
家事事件の件数 (第1審受理) (2010年)	815,052	—	951 (2011年)	統計なし
刑事事件の件数 (第1審受理) (2010年)	62,840	65,462 (2009年)	3,015 (2011年)	統計なし

その他の指標として、
集団訴訟制度の存否、少額訴訟制度の存否、
ADRの存否と内容、インフォーマルな紛争解決制度の存否と内容、
裁判官・検察官の給与、訴訟費用、弁護士費用・報酬の決定方法と水準、
法律扶助制度の存否と内容、
民事第1審事件の処理率(1月1日に係属中の事件が12月31日までに処理された件数の割合)、
等々

5

3. 協力のネットワーク化

——グローバル化社会において、法整備協力のネットワークがどのように形成されるべきか——

- (1) 規範(形成)のネットワーク
ミレニアム宣言(MD)、ミレニアム開発目標(MDGs)、グローバル・コンパクト(GC)、・・・
国際動産売買法条約(CISG)、国際商事契約原則(PICC)、ヨーロッパ契約法原則(PECL)、ヨーロッパ私法共通参照枠(DCFR)、担保取引に関するUNCITRAL立法ガイド、国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約、・・・
国際的に形成された規範が各国の国内立法に影響を与えつつあるが、そのプラス面とマイナス面について、理論的にも実務的にも、複眼的な分析・判断が必要

6

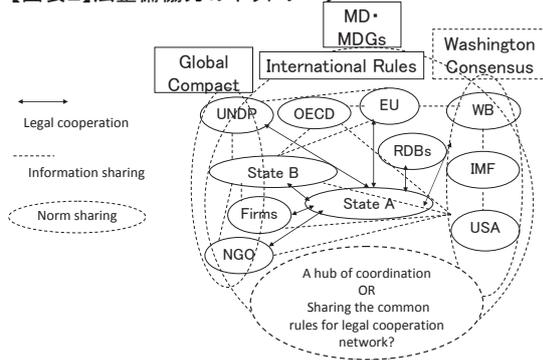
(2) 法整備協力の主体(アクター)間の協力(協働)関係の構築方法

- 各々の主体間の個別的協力関係
- 各主体間の協力方法を調整する国際的なハブの形成
- 各主体間の協力方法に関するルール形成・共有

松尾弘『良い統治と法の支配』(日本評論社、2009)119-121頁、289-290頁参照

7

【図表2】法整備協力のネットワーク



8

支援と協力

矢吹 公敏
日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター・センター長



カンボディア王国弁護士会プロジェクトの経験

- 2002年7月JICAの開発パートナー事業により、本プロジェクトを開始、2010年まで継続し終了。
- 弁護士養成校の設立から、約500名の弁護士が要請された。それ以前は約200名であり、格段の増加。
- 弁護士継続教育セミナー、リーガルクリニック、ジェンダーリーフレット、弁護士ハンドブック。
- 終了後の弁護士養成校の自立、授業料の徴収、プログラムなど運営上のノウハウの蓄積。
- 法曹養成の必要性の認識
- 日弁連との友好協定(2000年5月)。相互交流。

支援と協力(交流)

- 支援と協力には質的な違いはない。
- グッドガバナンス(良い統治)を実現している国はない。お互いが学びの対象である。
- 価値観(法の支配、グッドガバナンスなど)を共有することが目的であり努力の対象である。
- マルチの協力を通じた価値観の共有ーアジア司法アクセス会議の試みー南南協力という考え方。
- 協力と交流

他の外国弁護士会との協力関係

- カナダ弁護士会、米国法曹協会(ABA)およびフランスの弁護士団体と協力・協調
- カンボディア王国弁護士会が協調の中心である。
- コミュニケーション、情報の共有および透明性がコアである。
- Equal Partnersであるとの意識が必要である。



何を学び、何をしようとしているか？

- プロジェクトのパートナーの自立(Sustainability)
- 牛歩アプローチ(Step-by-step approach)
- 全体のコーディネーションとインテグリティ
- クオリティコントロール
- 信頼の構築





法整備支援の展望 —何を指して行われるのか—

2012年1月20日

於：法務省法務総合研究所国際会議室

独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員
弁護士(牛島総合法律事務所)
佐藤 直史

Sato.Naoshi@jica.go.jp

1

国際協力機構



法整備支援の対象

「法整備」は終わりのない国家の営みであり、
「法整備支援」は対象と期間を限定して行われる。

法整備支援は何を支援の対象としているのか？
日本が途上国と共有できるものは何か？



日本の「法整備」の結果(現在の法令や司法制度)ではなく、
日本の「法整備」のプロセス(試行錯誤)を共有することにより、
途上国の「法整備」の(試行錯誤の)プロセスを支援

Japan International Cooperation Agency



法整備支援が指すもの

将来的に途上国自身が自立的に
「法整備」を行うことができるようになることを目指す

「法整備」を自立的に行えるようになる時期は？
「自立的に」行えるようになるとは？



- ・オーナーシップを尊重して行う法整備支援は、自立的な法整備に至る漸進的なプロセスが支援対象である。
- ・試行錯誤のプロセスを支援することにより、「法整備」に必要なキャパシティが向上(知見・ノウハウが蓄積)すれば、ニーズに応じ、現状を踏まえた、機能する法整備を行うことができるようになる。
- ・開発政策の中で「法整備」を位置づけ直すことや、それまでの「法整備」の進め方を検討し直すことができるようになることも重要。
- ・日本ODAによる技術協力プロジェクト等の終了は、対象分野の「法整備」に関し、いかなる支援も必要がなくなることと同義ではない。



法整備支援の展望

関係機関・組織間の連携

- ・ODAの一環として行う法整備支援は、対象においても期間においてもリソースにおいても限定的であり、最終的に「法整備」の結果が対象国の国民に裨益するためには、他の枠組みによる支援・協力との連携を強化することが必要である。
- ・法整備支援を実施している機関・組織は、それぞれ異なる目的・視点・存在意義を有しているものであり、アプローチが異なることを前提として、効果的な連携を図っていくことが重要である。

日本(の法律家)にとっての法整備支援

- ・日本国内の「法整備」(例えば「法化社会」)への裨益
- ・国内機関・組織以外の法整備支援への日本人法律家の関与支援から「協力」へというテーマについて

Japan International Cooperation Agency

第5 その他資料 (法整備支援活動年表)

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2012/1/20 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他	
1992	ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請								
1993	・森島昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介								
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催						・森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
1995	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1995年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)							
1996	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・上記本邦研修継続						・財団法人国際民法センター(JCOL)設立 ・JCOLが日中民法法セミナー開始(年1回) ・JCOLが国際民法法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修2回 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続						・JCOLが日中民法法セミナー開催 ・国際民法法シンポジウム(創設法制)開催(法総研、JCOL、アジア太平洋法法研究) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が共同調査を実施 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・経済法研究会(日本)インドネシア科学技術フォーラム(JF)からの研修実施依頼に基づき、参加者は、裁判官、検事、法務入国審査職員、弁護士と法				・モンゴル不動産登記官の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士也) ・国際民法法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)	
1999	・前年と同様 ・ベトナムにて日越民法法セミナー開催(その他参照) ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究法務局設置 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(言語通訳員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・ベトナム司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当地開催	・前年と同様					・前年と同様(JCOL) ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修開催(登記制度比較研究を中心) ・JCOLが日中民法法セミナー開催 ・JCOLがベトナムにて、日越民法法比較研究を中心 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年5回) ※ 1998、2000年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興機構(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研修会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催				・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修開催(第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士)各1名派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回)を開催 ・(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、ロシア弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回)	・JICA調査派遣	・JICA調査派遣			・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修併実施) ・JICA調査派遣 ・外務省・JICAが農林水産省による登記制度に関するモンゴルセミナーを派遣し、本邦研修のフォローアップ研修開催(第3回)	・法総研が国際協力新設、同部会が大阪へ移転 ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催(第3回) ・JCOLが日中民法法セミナー開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修継続(参加国は前年と同様)
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家3名(検事、裁判官)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意 ・民法・民事訴訟法起草支援作業完了 ・司法官職業養成にJICA短期専門家を派遣(3年) ・本邦研修を実施(起草支援、立法支援)	・ラオス司法省等に長期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣(法務省) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・本邦研修も作業部会との協力を中心とする起草支援の内容で実施(年2回)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・外務省・JICAが農林水産省を招へい	・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律教授を招いてシンポジウムを開催 ・シカゴ法科大学に専門家1名を派遣 ・JICA調査派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)				・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施 ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催(第4回) ・JICA調査派遣 ・外務省・JICAが農林水産省による登記制度に関するモンゴルセミナーを派遣し、本邦研修のフォローアップ研修開催(第3回)
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例集共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法支援) ・JICA調査派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職業養成にJICA短期専門家を派遣(法務省) 判決書・判例集共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・JICAプロジェクト開始(2003年5月まで予定) ・JICA調査派遣 ・司法官職業養成にJICA短期専門家を派遣(法務省) 判決書・判例集共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家を派遣(北海道大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へい、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家を派遣(早稲田大学) ・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・JICA調査派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家を派遣(北海道大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へい、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家を派遣(早稲田大学) ・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)			・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士) ・JICAがADBに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修開催(第5回) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へい、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家を派遣(早稲田大学) ・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法曹養成共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2004年10月まで) 立法支援 判決書・判例集共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・JICAプロジェクト継続 ・司法官に長期専門家2名を派遣(法務省、日弁連) 判決書・判例集共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修を実施(年1回) ・インドネシア競争法・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・JICAが企画調査員1名を派遣 ・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(判決書・判例集共同研究会)	・JICA調査派遣 ・M/J協定(経済法・法務支援) ・本邦研修を実施(創設法新書) ・民法法起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・東海経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・経済産業省等が中国に対して法整備支援要請 ・JICAがADBに対して法整備支援要請 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・経済産業省等が中国に対して法整備支援要請(経済法) ・名古屋大学がラオスに対して法整備支援要請(法) ・本邦研修を開始 ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修開催(第6回)			・法総研・JCOL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・法総研・JCOLが日中民法法比較研究センターを創設 ・法整備支援要請(東京、大阪) ・名古屋大学がアジア法整備支援世界会議開催 ・国際民法法シンポジウム開催 ・国際民法法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)
2005	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法曹養成共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 判決書・判例集共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・JICAプロジェクト継続 ・司法官に長期専門家2名を派遣(法務省、日弁連) 判決書・判例集共同研究会継続 (法務省、最高裁、日弁連) 審査法改正支援セミナー実施 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士)各1名派遣 ・民法改正共同研究会継続 ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修を実施(年1回) ・インドネシア競争法・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・JICAが企画調査員1名を派遣 ・本邦研修を実施(年1回) ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(判決書・判例集共同研究会)	・本邦研修を実施(5月、11月) ・長期専門家派遣(9月、3月) (法務省、大阪大学等) ・名古屋大学がシンポジウム開始(法務省、2007年9月まで) ・司法法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学、2008年まで) (中小企業振興、担保法制改革、法令データベース) ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・シカゴ法科大学に日本法教育研究センターを開設(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法に關する法科学的な研究プロジェクトを開始(名古屋大学) ・中東アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) ・法総研で日韓・ベトナム・ロシア研修開催(第7回)			・法総研・JCOL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・名古屋大学がアジア法整備支援世界会議を開催 ・国際民法法シンポジウム開催(第7回) ・国際民法法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・法総研・JCOL・JETROが国際民法法シンポジウム(国際民法法シンポジウム)開催

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2012/1/20 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他
2006	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3を2007年3月31日で終了 長期専門家1名(業務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例) 日越司法制度研修及び共同研究実施(10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附置法整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 民法、民事訴訟法(うち1名は弁護士)を派遣 民事訴訟法(7月6日公布) 民事訴訟法(8月) 現地セミナーを開催(8月:民法特別講義、3月:民法) 研修セミナーを開催(12月) 法総研(財)国際民事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい JCA弁護士会司法支援プロジェクト開始(2008年4月まで) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JCA-Netセミナーを開催(4月、12月) 本邦研修実施(2月:法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JCAプロジェクトを2007年5月まで延長 現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル、検察マニュアル、民法教科書) 本邦研修実施(7月) JCA調査団派遣(11月) 本邦研修実施(11月) JCA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始。長期専門家(日派遣)を派遣(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> アチムに対するADR関係セミナー(全5回)実施(JICA・日弁士) 本邦研修実施(7月) JCA調査団派遣(11月) 本邦研修実施(5月、8月、9月、11月) (民法法務省) 短期専門家派遣(6月、2月) (法務省、弁護士) ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 南憲法新書プロジェクト継続(法務省、2007年3月まで) 別憲法新書プロジェクト、長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省、2007年9月まで) 本邦研修実施(5月、8月、9月、11月) (民法法務省) 短期専門家派遣(6月、2月) (法務省、弁護士) ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回) モンゴル弁護士会強化プロジェクトに長期派遣専門家を派遣(日弁士) モンゴル国立大学に日本法教育センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICOLLが日中民事法セミナーを開催 名古屋大学が法整備支援戦略の研究(全体会議を開催) 法整備支援戦略会議を開催(第9回) 国際民事法(地域別)研修を実施(カザフスタン、ロシア、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLLが「アジア株主代表研修セミナー」を開催 中央アジア比較法研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギスタジキスタン、ウズベキスタン) 	
2007	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) 民法共同研究会開始 裁判業務改善研究会開始 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国際法) 本邦研修実施(11月、国際法) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(5月、9月) 本邦研修実施(7月:法曹養成、民法) 現地セミナーを開催(11月:民法、12月:民事訴訟法) JCA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(5月、9月) 本邦研修実施(7月:法曹養成、民法) 現地セミナーを開催(11月:民法、12月:民事訴訟法) JCA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを派遣(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修実施(10月) 現地セミナーを開催(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現地に注釈書及びセミナーを開催(7月、12月) (法務省法務省)に向けたワークショップを開催(9月) 注釈書(日本語版及びウズベク語版)発行(9月) 南憲法新書プロジェクト終了(9月) 注釈書(英語版)発行(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA調査団派遣(6月) JCA調査団派遣(仲裁法改正プロジェクト)派遣(11月) 本邦研修実施(11月) 国内研究会を設置(11月) 現地セミナーを開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回) 法整備支援戦略会議を開催(第10回) 国際民事法(地域別)研修を実施(カザフスタン、ロシア、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLLが「アジア株主代表研修セミナー」を開催 中央アジア比較法研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギスタジキスタン、ウズベキスタン) 	
2008	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) 民法共同研究会、裁判業務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国際法) 本邦研修実施(11月、国際法) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを派遣(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修実施(10月) 現地セミナーを開催(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民法法令および行政法の改正プロジェクト終了(名古屋大学) 本邦研修実施(5月、11月) 本邦研修実施(12月) インドネシア改正最高裁判所規則(草案)に関するワークショップを開催(7月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> JCAが弁護士を長期専門家として派遣(2名) 本邦研修実施(5月、11月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回) 法整備支援戦略会議を開催(第10回) 国際民事法(地域別)研修を実施(カザフスタン、ロシア、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLLが「アジア株主代表研修セミナー」を開催 中央アジア比較法研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギスタジキスタン、ウズベキスタン) 	
2009	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判業務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国際法) 本邦研修実施(11月、国際法) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを派遣(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修実施(10月) 現地セミナーを開催(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民法法令および行政法の改正プロジェクト終了(名古屋大学) 本邦研修実施(5月、11月) 本邦研修実施(12月) インドネシア改正最高裁判所規則(草案)に関するワークショップを開催(7月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国現地セミナー開催(5月、7月、3月) 中国国際私法、国際民事訴訟法講座(清華大学)開講(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法案作成能力向上研修実施 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回) モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査(12月) 名古屋大学日本法教育研究センター(名古屋)3研究センターを開設 モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	
2010	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判業務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国際法) 本邦研修実施(11月、国際法) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ケース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ケース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを派遣(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修実施(10月) 現地セミナーを開催(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民法法令および行政法の改正プロジェクト終了(名古屋大学) 本邦研修実施(5月、11月) 本邦研修実施(12月) インドネシア改正最高裁判所規則(草案)に関するワークショップを開催(7月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国民事訴訟法:仲裁法改正プロジェクト終了時評(5月) 国際研修「民事訴訟法及び民事調停」実施(7月) 国際研修「中国司法人」実施(9月) 中国国際私法、国際民事訴訟法講座(清華大学)開講(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 本邦研修実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) 法整備支援戦略会議を開催(第12回) 国際民事法(地域別)研修を実施(カザフスタン、ロシア、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLLが「アジア株主代表研修セミナー」を開催 中央アジア比較法研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギスタジキスタン、ウズベキスタン) 	
2011	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2014年3月) 民法共同研究会、裁判業務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国際法) 本邦研修実施(11月、国際法) 	<ul style="list-style-type: none"> JCA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ケース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長 附置法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続、司法省へ長期専門家3名を派遣 民事訴訟法(7月、法曹養成) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JCA裁判官・検察官養成校長民事教育改善プロジェクトフェーズ3継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校長長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JCA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JCA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ケース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを派遣(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修実施(10月) 現地セミナーを開催(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民法法令および行政法の改正プロジェクト終了(名古屋大学) 本邦研修実施(5月、11月) 本邦研修実施(12月) インドネシア改正最高裁判所規則(草案)に関するワークショップを開催(7月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) JCA-Netセミナーを開催(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(11月:司法人養成) 現地セミナー開催(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(11月) 本邦研修実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第13回) 法整備支援戦略会議を開催(第13回) 国際民事法(地域別)研修を実施(カザフスタン、ロシア、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLLが「アジア株主代表研修セミナー」を開催 中央アジア比較法研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギスタジキスタン、ウズベキスタン) 	